

かごしま製造業振興方針改訂支援業務委託 企画提案募集実施要領

1 事業名

かごしま製造業振興方針改訂支援業務委託

2 事業目的

「かごしま製造業振興方針（R3.3改訂）」の改訂に当たり、製造業を取り巻く環境の変化の分析やこれまでの取組状況等を踏まえ、本県製造業が抱える課題の整理等を行い、産学官の関係企業・団体等が一体となって取り組むべき本県製造業の今後の振興に係る方向性を検討し、同方針の改訂を支援する。

3 事業内容（業務委託内容）

（１）現行方針の総括

重点３分野（食品関連産業、電子関連産業、自動車関連産業）、新成長産業の動向に係る基礎データの収集、整理、分析や県の取組の成果の分析

（２）国内外、県内製造業の現状の分析及び課題の整理

- ① 国内外、県内の経済情勢、市場調査（県内企業の国外への輸出先等）、対内投資のニーズ分析及び製造業の動向に関する基礎データの収集、整理、分析
- ② 本県製造業の課題を整理

（３）今後の製造業の振興に向けた方向性の検討

- ① 課題解決に向けた方策等の検討
→ 人手不足、GXへの対応・取組、DXへの対応・取組
- ② 今後、成長が見込まれる産業についての情報収集及び基礎データの収集、整理、分析
- ③ 国際戦略の検討
→ 輸出拡大や国外からの投資の呼び込みに向けた取組

（４）次期方針案の作成

（１）～（３）の内容を体系的に整理し、次期「かごしま製造業振興方針（案）」を作成

（５）その他

- ① かごしま製造業振興方針改訂に当たって、有識者から意見聴取を行う。
なお、有識者の選定や意見聴取のアポイント、資料作成について県と連携して主体的に行うこと。
- ② 履行期間全般において、必要な助言を行う。

(6) 成果物

業務内容を取りまとめた報告書及びかごしま製造業振興方針の改訂案を成果物として提出する。

・電子媒体 2部 (CD-R 等)

※ P D F データ及び書き換え可能な電子データ (Excel, Word 等) とする。

4 委託期間

委託契約締結日～令和8年3月31日 (火)

5 事業に要する費用等

9,790 千円以内 (消費税及び地方消費税額を含む。) とする。

6 企画提案書等の作成及び提出方法

(1) 提出書類

企画提案書は、A4 版又は A3 版の折り込みとし、以下のとおりとする。

提出書類の名称	内容等	提出方法
応募書	法人(団体)名, 住所, 代表者名, 担当者名を記載すること。(別紙様式1)	メール
誓約書(表)	鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する者について, 鹿児島県警察本部に照会するために使用する。 なお, 鹿児島県の入札参加資格者等名簿に記載されている者は, 提出の必要はない。	郵送又は 持参 1部 ※両面仕様とする
役員等名簿(裏)	表・・・法人(団体)名, 住所, 代表者名を記載し, 法人登記印を押印すること。(別紙様式2) 裏・・・役員等について記載する。(別紙様式3)	
企画書	上記3に基づき記載すること。また, より効果的に行われるために, 本要領に示す内容以外の実現可能な企画案があれば当該内容を記載すること。	メール
見積書(事業費内訳書)	上記5に基づき, 事業費の総額, 内訳が分かるように記載すること。	
法人の概要書	代表者, 所在地, 事業内容, 役員等を記載すること。	

(2) 提出期限

令和7年5月23日（金）17時必着

(3) 提出先

鹿児島県 商工労働水産部 産業立地課 産業立地企画係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電話：099-286-2967
mail：kigyuu-yuchi-k@pref.kagoshima.lg.jp

(4) 企画提案書についての留意事項

- ① 企画提案書の提出は1社1提案とする。
- ② 企画提案書の作成，提出等に関する経費は，企画提案者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案書は返却しない。また，提出後の訂正は認めない。
- ④ 受託業者決定後は，県と十分に協議しながら改めて事業内容を決定する。
なお，企画の一部を修正又は変更する場合がある。

7 審査・選考方法等

(1) 審査・選考方法

選定委員会（産業立地課内に設置）を開催し，書類審査の上，最も効果が高いと認められる企画提案書を提出した応募者を契約の相手方として決定する。

(2) 審査・選考基準

審査・選考基準については，次の各号に合致するものとし，審査に際し，別に定めることとする。

- ① 事業の趣旨，内容に添った企画提案書であること。
- ② 必要経費などが適正に計上されていること。

8 選考結果と契約の締結

(1) 選考結果

選考結果は，全ての提案者に対して文書にて通知する。

なお，審査結果についての異議申し立ては，一切受け付けない。

(2) 契約の締結

委託契約の締結に当たっては，企画提案書の内容をそのまま実施することを確認するものではない。したがって，候補者と県は，企画提案書の内容をもとに，業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整を行うこととする。

9 実績報告書の提出・経費の支払等

(1) 事業報告及び完了検査

契約を締結した事業者は，事業完了後，次の各号の書類を提出し，県の完了検査を受

けるものとする。

- ① 委託業務終了届
- ② その他必要書類

(2) 事業費の請求及び支払

完了検査に合格したものに限り契約額の支払を行う。

10 応募に係る質問について

質問は、別添「質問書」(様式4)によりFAXまたはE-mailで受け付ける(電話による質問は受け付けない)。送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

質問期限は、下記「11 事業のスケジュール(予定)」のとおり。

質問に対する回答は、質問者に対して行い、県HPにも掲載する。

11 事業のスケジュール

令和7年5月 2日(金)	受託業者募集開始
5月13日(火)	企画提案の質問受付期限
5月20日(火)	質問回答掲載
5月23日(金)	企画提案書の提出期限
5月28日(水)	審査結果通知
6月上旬	委託契約の締結(事業開始)

【問合せ先】

鹿児島県商工労働水産部 産業立地課 産業立地企画係

TEL : 099-286-2967 FAX : 099-286-5578

mail : kigyou-yuchi-k@pref.kagoshima.lg.jp